

意見陳述書

2015（平成27）年4月24日

佐賀地方裁判所民事部合議部2係御中

原告 宇都宮健児

1. 私は現在東京で弁護士をしている原告の宇都宮健児です。

小学校3年生から大分の国東半島で、中学・高校は母の出身地である熊本で過ごし、九州と縁のある人間です。

弁護士になった1970年代、私は被害が続出していたクレジット・サラ金問題に取り組むようになり、被害者の声に突き動かされて多重債務被害をなくすため貸金業法の制定等の立法活動を行ってきました。そして、2010年4月から2年間、日本の弁護士全員が所属する日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）の会長を務めました。

2. 会長在任中の2011年3月に東日本大震災と福島原発事故が発生しました。即日、対策本部を設置し、被災者の声を聞くため、3月末から宮城・岩手・福島の被災地や避難所、地方自治体、弁護士会等を県ごとに分けて3回訪問しました。当時は東北新幹線が止まっていたので、飛行機やバス等を乗り継いで行くのですが、大きな余震のため何度もバスがストップしていました。

津波の被災現場では、まるで空襲のあとのように、家屋や自動車、漁船等あらゆるものが流され、根こそぎなぎ倒された松の巨木が散乱していました。それでも、宮城と岩手の被災地では、仮設住宅が少しずつ建て始められていました。

しかしながら、同じ被災地であっても、福島では、原発事故のため、多くの県民が故郷を追われ、自宅に戻るめどすら立たずに放射性物質による汚染に怯える不安な生活を送っていました。「今日は〇〇シーベルトだったね」が福島の人たちの挨拶となっていました。家族のうち、子どもたちは母親と学校の移転先で生活し、父親は会社の移転先、祖父母は役場機能の移転先へ離散した話は山ほどありました。

福島県弁護士会館で会議をしていたとき、震度6の大きな余震があり棚から書類等が多数落ちてきているのに、福島の弁護士たちは一斉に「原発は大丈夫か!」「すぐテレビをつけて!」と叫んでいて、いかに日常的に原発事故のことを気にして生活していたかよく分かりました。

日弁連では、震災直後から被災者には電話や面談での無料法律相談を行う体制を作り、私が会長の任期を終えるまでの1年余りで、無料法律相談は、3万7000件を超えました。

そして、法律相談の中から浮き彫りになってきた問題を解決するため、2012年3月末までに109本の意見書や会長声明を公表し、原発ADRや「子ども・被災者支援法」につながった原発事故被害者特別援護法等、積極的な立法・政策提言を行いました。

3. 私は、日弁連会長として原発事故被害者の支援活動にあたる中で感じた、原発事故被害者の苦しみ、悲しみ、原発事故被害の深刻さ、甚大さに突き動かされ、「脱原発」が必要と考えました。

そこで、私は日弁連会長の任期を終えた2012年の12月と2014年2月に行われた東京都知事選に出馬し、2回とも「脱

原発」を基本政策の一つに掲げて闘いました。

何故東京都知事選で脱原発が争点になるのか。

福島原発で発電された電力は、福島県では全く消費されていません。福島原発で発電された最大の消費地が東京なのです。また東京都は福島原発を運営している東京電力の主要株主でもあります。東京都が東京電力の株主総会で福島第2原発や柏崎刈羽原発の廃炉を株主総会で訴え、東京都から脱原発を発信することで、全国の自治体や国の原発政策にも大きな影響を与えることができるのです。

東京都江東区の公務員宿舎東雲住宅では、福島から避難してきた約1000人が生活をしています。この住宅前で、「東京都や東京都民には、福島原発事故の被害者を最大限に支援する政治的、道義的な責任があります。私は福島原発事故と被害者の皆さんのことを決して忘れてはならないと考えています」と訴えかけると、涙を浮かべていた避難者のことが心に残っています。

4. 今回の福島原発事故の責任は、原発の安全神話をふりまき推進してきた電力会社と官僚、政治家、学者、メディア、「電官政学報」の「ペンタゴン」のほか、司法にも大きな責任があると思います。

司法の役割は、三権分立のもとで、憲法が保障する国民・市民の基本的人権を守るという視点から、行政と立法をチェックするところにあります。ところが、事故以前の数多くの原発訴訟で国民・市民の基本的人権を守るために住民側を勝訴させたのは、2003年名古屋高裁金沢支部判決と2006年金沢地裁判決のみですが、いずれも控訴審、上告審で逆転敗訴しています。

もし、最高裁が1件でも原発の運転を差し止め、住民側勝訴の判決を出していたら、今回の福島原発事故を防げたかもしれません。

福島原発事故を受けて、2022年末までに原子力発電所を全廃する決断をしたドイツですが、1998年に、連邦行政最高裁判所が原発稼働の差し止めを認める判決を出しています。当時70億マルクを投じて完成したミュルハイム・ケルリヒ原発について、ドイツは地震が少ないにもかかわらず、「国が安全審査において過去の地震のリスクを適切に評価していない」との下級審判決を是認したのです。この最高裁の判断が、その後のドイツの脱原発政策につながっていったのです。

関西電力大飯原発3、4号機の差し止めを命じた昨年5月21日の福井地方裁判所の判決及び今年4月14日の関西電力高浜原発3、4号機の再稼働を認めない福井地方裁判所の仮処分決定は、正に司法本来の役割を果たした判決・決定だと思います。

二度と福島原発事故のような深刻かつ甚大な被害を発生させないために、被害者の声をよく聞いて、佐賀地方裁判所が福井地方裁判所に続き、司法本来の役割を果たされるよう、強く望みます。